

# 処 分 基 準

B - e - 9

令和4年5月25日作成

法 令 名 : 道路交通法

根 拠 条 項 : 第75条の2第1項

処 分 の 概 要 : 最高速度違反行為の指示に係る自動車の使用制限命令

原権者(委任先) : 愛知県公安委員会

法 令 の 定 め : 道路交通法施行令第26条の7 (自動車の使用の制限の基準)

処 分 基 準 :

使用制限の期間の基本量定については、違反行為関係累計点数、前歴の回数及び車種に応じ、別紙に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。

問 い 合 わ せ 先 : 愛知県警察本部交通指導課指導企画係

電話 (052) 951-1611 内線 5124

備 考 :